3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第百十八条の三　一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

2　第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第百六十条に次の一項を加える。

3　第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第百七十三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「及び第六十五条の二」を加える。

第百九十八条中「この款及び第三百一条第二項第十一号」に改める。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約

第百九十八条の二　前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と、第百十八条の二第一項中「役員等に」とあるのは「理事、監事又は会計監査人（以下この款において「役員等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十一条第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項」とあり、及び第百十八条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第百九十八条において準用する第百十一条第三項」と読み替えるものとする。

第二百九条第五項中「及び第六十五条第一項」を「、第六十五条第一項及び第六十五条の二」に、「同条第三項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二百八十条の次に次の見出し及び一条を加える。

（和解）

第二百八十条の二　監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

第二百八十一条の見出しを削る。

第三百一条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六章第四節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第三百十二条から第三百十四条まで　削除

第三百十五条第一項中「（第一号ロに規定する場合であって当該決議によって第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」を削り、同条第三項を削る。

第三百二十九条を次のように改める。

第三百二十九条　削除

第三百三十条中「第十五条まで」の下に「（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）」を、「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削り、「第二百三条第一項本文」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第三百四十二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

第三百四十二条第十四号中「含む。）」の下に「又は第百十八条の二第四項（第百九十八条において準用する場合を含む。）」を加える。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「旧一般社団・財団法人法」という。）第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧一般社団・財団法人法第六十五条第一項第二号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第百六十条第二項及び第百七十七条並びに旧一般社団・財団法人法第百七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。）の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「新一般社団・財団法人法」という。）第百十八条の二（新一般社団・財団法人法第百九十八条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新一般社団・財団法人法第百十八条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。